

1.1 食品添加物の安全性評価

1.1.1 JECFA

(1) 概要

JECFAは、第2次世界大戦後10年を経て世界各国で使用が増え始めた食品添加物の安全性の確保が重要課題であるが、関連法規が各国で異なっていること、相反するデータや解釈があること、安全性データが不足していることなどの認識の下に、FAO、WHO合同で開催された食品添加物会議(1955年)の勧告を受けて設置された専門家委員会である。付託された任務は食品添加物に関わる技術上、行政上の諸問題についてFAO、WHO両機関に専門的助言を行うこととされ、1956年の第1回会議から2002年6月の第59回会議まで、ほぼ毎年1回のペースで国際的な専門家による安全性の評価・勧告等がなされてきた。

FAOとWHOはまた、国際的に統一された食品規格・基準を策定することにより消費者の健康を保護し併せて公正な食品貿易の確保に役立てるべく、政府間組織FAO/WHO合同食品規格委員会(コーデックス委員会)を1962年に設立し、以来、食品の表示、衛生、食品添加物など全般問題ならびに個別食品の規格・基準類の設定を行っている(図-3)。同委員会発足以来、食品添加物使用に関わる規格・基準は当該添加物のJECFAによる安全性評価の結果に基づいてコーデックス委員会が設定するとされ、以後JECFAは食品添加物の安全性評価の一般原則ならびに個別食品添加物の評価(安全性評価と成分規格の設定)に絞り検討がなされている。

JECFA評価対象物質は、ヒトが摂取する直接食品添加物に加え、経年的に酵素などの加工助剤、容器包材成分、重金属・天然毒など食品混入化学物質(コンタミナント、以下、不純物という)、動物用医薬品などにも拡大された(但し、動物用医薬品は食品添加物などとは別のJECFAで検討)(表-5)。

(2) JECFA 安全性評価の原則

JECFA公開資料^{1),5)}などから、現時点でも有効で参考にすべきと考えられる食品添加物の安全性評価に関わる原則的事項を以下に示す。括弧内は当該事項が検討された主なJECFAの回数である。

1) 安全性試験の種類、試験法(第1、2、5、10、17回JECFAなど)

食品添加物使用にあたり、安全性の確保は何よりも重要なことであるが、あらゆる条件で無害であ

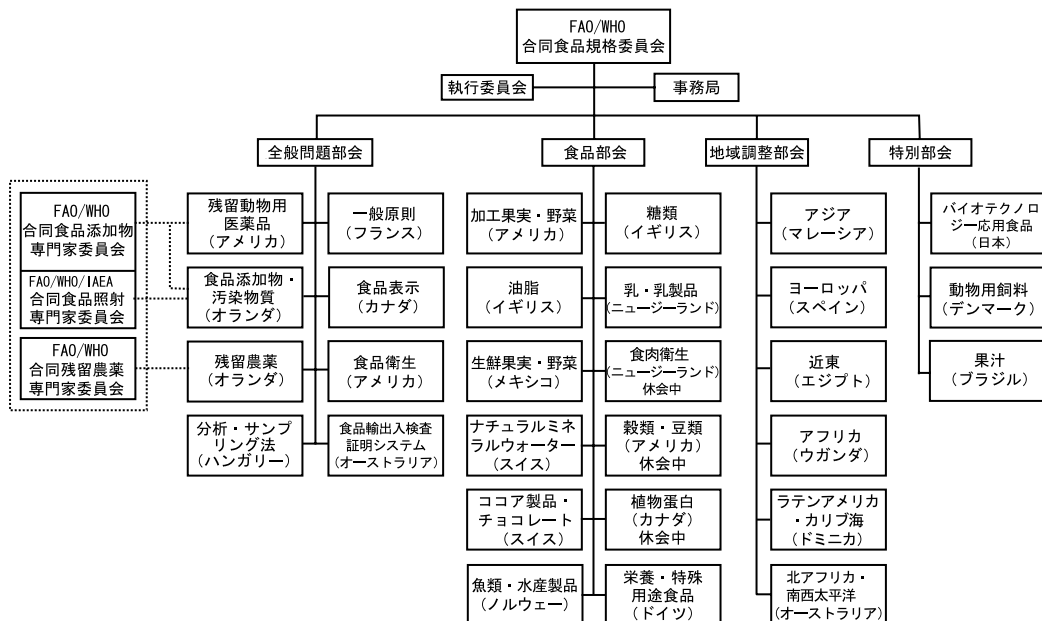


図-3 FAO/WHO 合同食品規格委員会(2002年9月現在)

注) (1) ----- はCACとは別の機関であるが、CACに対し技術的に助言している。
 (2) 栄養・特殊用途食品部会は全般問題部会としても位置付けられている。
 (3) ()内はホスト国を示している。